

鳥取縣令

縣令

鳥取縣令第五十四號

「コレラ」豫防の爲傳染病豫防法第十九條八號に依り當分の内左の區域内における漁撈游泳及河海水の使用を停止し魚貝海藻類の陸揚を禁止する。

本令に違反したものは拘留又は科料に處する

昭和二十一年八月二日

鳥取縣知事 林 敬 三

記

一、西伯郡所子村阿彌陀川口東岸より島根縣八東郡美保關町地藏崎突端を見透した線内美保灣海面。

二、中海海面

前二項海面に注入する河川で満潮時に海水の到達する地点より下流

昭和二十一年八月二日

金曜日

附則

本令は公布の日より之を施行する

本書ノ大キサハ國定規格A5列

鳥取縣公報

告示

昭和二十一年八月二日
金曜日

本誌ノ刊行ハ國定規格A5判

◇鳥取縣告示第三百二十七號

竹製菓用花立の販賣價格の統制額が大藏大臣に於て左の通り指定された

昭和二十年八月十日縣告示第二百九十一號（竹製品の最高販賣價格指定の件中改正）は之を廢止する。

昭和二十一年八月二日
鳥取縣知事 林 敏 敬
物價統制令第四條の規定によつて鳥取縣に於ける竹製菓用花立の販賣價格の統制額を左の通り定める。

昭和二十一年八月二日
大藏大臣 石 橋 湛 山

規	格	單	位	小賣業者最高販賣價格
外口經三寸 以上	長一尺八寸以上	節二ヶ以上	一組（二本）	三圓五〇錢
外口經二寸五分以上	〃	〃	〃	三圓
外口經二寸 以上	〃	〃	〃	二圓三〇錢
外口經一寸五分以上	〃	〃	〃	一圓八〇錢

右の規格にあてはまらないものは五割引とする。

鳥取縣公報 毎週 曜日發行（休日ニ當ル）
火金 曜日發行（休日ニ當ル）

昭和二十一年八月二日

昭和四年四月十五日
第三種郵便物認可